

1 いじめに対する考え方

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法第2条」（平成25年法律第71号）

（定義）

- ① この法律において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ② この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- ③ この法律において「生徒」とは、学校に在籍する生徒をいう。
- ④ この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめに対する理解について

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。「暴力を伴わないいじめ」であっても、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。さらに、いじめは、行われた回数にかかわらず、たとえ1回であっても生命又は身体に深刻な影響を与えることがあることを留意する必要がある。

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(3) いじめの認知についての考え方について

① 〈いじめの認知について〉

いじめの認知については、特定の教職員で判断することなく、いじめ防止対策推進法（以下「法」と記す）第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用し、以下の点に注意を払い、認知していくことが必要とされる。

② 〈いじめの判断について〉

- ・ いじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- ・ 表面的・形式的に判断せず、背景調査を適切に行う。
- ・ いじめられていても、本人がそれを否定する可能性があることを踏まえ、生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- ・ 被害者の救済を最優先するために、被害感情を重視する定義とした法の趣旨を踏まえ、いじめられた生徒の感じる被害感情に着目して見極める。

（例：外見的にはけんかやふざけ合いに見える場合。好意から行った行為が思わず、心身の苦痛を感じさせてしまったような場合など）

- ・ いじめには多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。
- ・ 本人が苦痛を感じていなくても、状況からいじめと判断する場合もある。

（例：インターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいるような場合。）

(4) いじめに対する教職員の基本姿勢について

- ・ 教職員は一人で抱え込まず、直ちに情報共有し、組織的な対応を行う。
- ・ いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。
- ・ いじめの問題に対し、正しい共通認識及び適切な対処を行うため、いじめの問題への対処の在り方について教職員間の共通理解を深め、いじめ事象を見過ごすことのないように努める。
- ・ いじめの問題の解決には一人一人の教職員の力量に期するところが極めて大きいことから、研修等を通して資質向上を図る。
- ・ 心理や福祉の専門家を活用し、教職員のカウンセリング能力等の向上を図ることや、福祉に繋ぐ知識を得るための校内研修等を充実させる。

2 学校におけるいじめの防止などに関する措置

(1) いじめの未然防止について

- すべての生徒が命の大切さを学習し、自他の生命をかけがえのない存在として認識することで、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。
- すべての生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるように、いじめが起こらない環境をつくる。
- すべての生徒に、豊かな情操や道徳心、正義感を育む。
- すべての生徒を、いじめる側にも傍観者にもさせることなく、豊かな情操や道徳心、正義感、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあう態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- すべての生徒が自己有用感や充実感を得られる学校づくりを行う。
- 学校・行政は、保護者や地域と連携・協働し、心の通う人間関係を構築する能力を養い、いじめを生まない・許さない社会をつくるための取組を推進する。
- 日々の教育活動全体において、生徒がお互いを尊重し高め合う取組を推進する。
- 学校・行政は、保護者や地域と連携・協働し、いじめを生まない・許さない社会をつくるための取組を推進する。

(2) いじめの早期発見について

- 日常の変化に気付き、見過ごさないよう、早い段階からの的確に関わりをもつ。
- いじめを隠し、また、軽視することなく、積極的にいじめの発見に努める。
- いじめをする側と、いじめを受ける側が絶えず入れ替わるという認識をもつ。また、いじめを受ける側の対象も変わる可能性があるとの認識をもつ。
- 教育委員会や学校は、生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整えるため、アンケート調査を工夫するとともに、教育相談の実施、電話・メール相談窓口の周知等に努める。
- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所や、遊びやふざけ合いを装って行われるなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識する。

- ・ 教職員や保護者、地域住民等、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高める。そのために、研修等を開催し、啓発の機会を設ける。

(3) いじめの適切かつ迅速な対応について

- ・ 学校はいじめを受けた生徒からの訴えがあった場合、直ちに生徒の安全を確保し、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒に対し、徹底して守り抜くという意思を伝える。
- ・ 教職員は一人で抱え込まず、直ちに情報共有し、組織的な対応を行う。
- ・ いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。
- ・ 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。
- ・ いじめに当たると判断した場合であっても、いじめには様々な態様があることから、いじめ行為をめぐる状況等を考慮した上で適切な指導を行うべきものであり、常に全てに対して厳しい指導を要するとは限らない。
- ・ 平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、教職員、生徒、保護者、地域に周知し、理解を深めておく。

(4) 特に配慮が必要な生徒への対応について

- ・ 発達障害を含む、障害のある生徒。
- ・ 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる生徒。
- ・ 言語や宗教等の文化的背景をもつ生徒。
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒。
- ・ 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電事故により避難している生徒。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態について（重大事態とは）

①「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた場合（法第28条第1項第1号に係る事態）

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神症の疾患を発症した場合
- ※いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

②「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている場合

(法第28条第1項第2号に係る事態)

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態が発生した場合は、市教育委員会を通じて市長へ事態の発生について報告する。

(3) 調査結果の提供及び報告について

重大事態発生時における情報発信や報道対応については、該当生徒やその保護者のプライバシーを配慮のうえ、正確で一貫した、情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないようにする。

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。その際、市教育委員会は、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを十分踏まえて判断する。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査を実施する。